

岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金実施要領

1 岐阜県看護学生実習受入先拡充事業費補助金交付要綱第5条について、以下のとおり定める。

(1) 「実習生を新規に又は拡充して受け入れるために行う次に掲げる事業」における、新規及び拡充とは、以下の場合をいう。

ア 病院

原則、前年度末時点の実習受入数と比較して、実習受入人数を増やす施設で、1看護単位の受入人数が、1クール（対象施設で行う一定のまとまりを持った学習内容を学習するのに必要な期間、概ね1週間5日以上をいう。）4人以上、かつ年間3クール以上の受入を対象とする。ただし、小児科・産科病棟実習に関しては、制限しない。

新規（拡充も同様）病棟（1看護単位）は、3病棟までとする。

イ 診療所、助産所、訪問看護事業者、老人福祉施設等

原則、前年度末時点の実習受入数と比較して、実習受入人数を増やす施設で、1看護単位の受入人数が、1クール（対象施設で行う一定のまとまりを持った学習内容を学習するのに必要な期間、概ね1週間5日以上をいう。）2名以上、かつ年間2クール以上の受入を対象とする。ただし、小児科・産科診療所等に関しては、制限しない。

平成31年4月1日から適用